

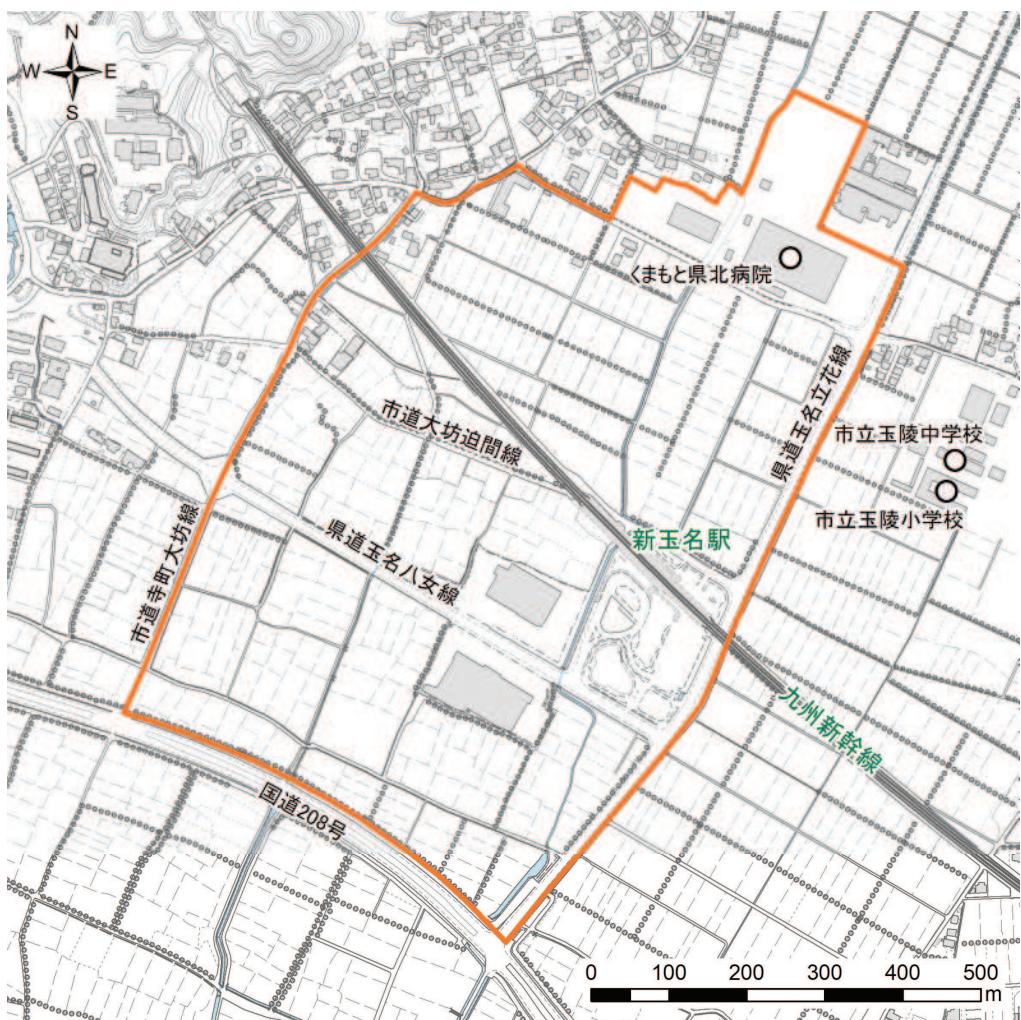
# 新玉名駅周辺地区

## ① 景観形成の目標

県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。

- 建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつくられている。
- 駅周辺の古代の水田区画（条里制）が残る美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。

## ② 対象地区



### 【区域】

新玉名駅周辺等整備基本計画区域（約 60ha）とします。

### 【範囲】

次の路線、敷地に囲まれた範囲

東西は県道玉名立花線と市道寺町大坊線、南北は国道 208 号と地方独立行政法人くまもと県北病院機構の敷地

### ③ 主な景観



### ④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2			
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て			
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの		
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの		
		その他 工作物※3	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く		
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形成の変更	規模にかかわらず全て			
鉱物の掘採又は土石の採取	規模にかかわらず全て				
木竹の伐採	規模にかかわらず全て				
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	規模にかかわらず全て				
自動販売機（屋外）の設置	規模にかかわらず全て				
広告物の設置及び外観の変更	表示面積 1 m <sup>2</sup> を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの				

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

## ⑤ 景観形成基準

行為	事項		基準	
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小岱山や熊ノ岳、三の岳等の周辺の稜線に配慮し、圧迫感や長大な壁面の印象を与えるような意匠は避ける。</li> <li>●新玉名駅駅前広場から見た際、周囲の田園環境から著しく突出した印象を与えないような意匠・形態に努める。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●田園景観との調和に配慮するよう努める。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度2以下、明度4以上とする。</li> </ul> <p>※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺や基調色の調和に配慮し、基調色と著しく明度差が大きくならないようにする。</li> </ul> <p>※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。</li> </ul> <p>※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</p>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li> </ul>	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は極力緑化に努める。特に、主要交差点部にはシンボルツリーを配置するなどまちなみの演出を行う。</li> </ul>	
工作物の建設等	柵・塀	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。</li> </ul>
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●極力、開放的な意匠に努める。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●沿道から見える位置にのぼり旗、横断幕等の設置をすることは避け、幹線道路から見たときに乱雑な印象を与えないよう配慮する。</li> </ul>

行為		事項		基準
		色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。屋外広告物の色数は必要最小限に抑え、十分な余白を確保したレイアウトとする。	
			●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料（又は防腐処置）とする。	
		緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	
工作物の建設等	太陽光発電施設	位置	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●設置面から高さ 2m以上の大太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	
			●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。	
			●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。	
		敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	
		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
	その他工作物	外観	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	
			●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		

行為	事項	基準
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。</li> <li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。</li> </ul>